

宮城県公報

令和8年2月3日(火)
定期第669号

目次

告示

- 救急医療機関の認定(医療政策課)
- 公有水面埋立てのしゅん功認可(2件)(漁港整備推進室)
- 保安林の指定の解除の予定(森林整備課)
- 保安林の指定施業要件の変更の予定(2件)(同)
- 道路の区域変更(5件)(道路課)

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(職員厚生課)
- 開発行為に関する工事の完了(建築宅地課)

教育委員会

- 教育委員会定例会の開催(教育庁総務課)

宮城県告示第38号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和8年2月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中25番地	令和8年2月1日	令和11年1月31日
公立刈田綜合病院	白石市福岡藏本字下原沖36番地	令和8年2月1日	令和11年1月31日
丸森町国民健康保険 丸森病院	丸森町字鳥屋27番地	令和8年2月1日	令和11年1月31日
東北大学病院	仙台市青葉区星陵町1番1号	令和8年2月1日	令和11年1月31日
仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野2丁目11番12号	令和8年2月1日	令和11年1月31日
安田病院	仙台市宮城野区小田原2丁目2番40号	令和8年2月1日	令和11年1月31日
仙台オーブン病院	仙台市宮城野区鶴ヶ谷5丁目22番1号	令和8年2月1日	令和11年1月31日
中嶋病院	仙台市宮城野区大槻15番27号	令和8年2月1日	令和11年1月31日
仙台市立病院	仙台市太白区あすと長町1丁目1番1号	令和8年2月1日	令和11年1月31日
仙台赤十字病院	仙台市太白区八木山本町2丁目43番3号	令和8年2月1日	令和11年1月31日
広南病院	仙台市太白区長町南4丁目20番1号	令和8年2月1日	令和11年1月31日
坂総合病院	塩竈市錦町16番5号	令和8年2月1日	令和11年1月31日
塩竈市立病院	塩竈市香津町7番1号	令和8年2月1日	令和11年1月31日
赤石病院	塩竈市花立町22番42号	令和8年2月1日	令和11年1月31日
公立黒川病院	大和町吉岡字西桧木60番地	令和8年2月1日	令和11年1月31日
宮城利府掖済会病院	利府町森郷字新太子堂51番地	令和8年2月1日	令和11年1月31日
気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢8番地2号	令和8年2月1日	令和11年1月31日
大崎市民病院	大崎市古川穂波3丁目8番1号	令和8年2月1日	令和11年1月31日
涌谷町国民健康保険病院	涌谷町涌谷字中江南278番地	令和8年2月1日	令和11年1月31日
石巻市立牡鹿病院	石巻市鮎川浜清崎山7番地	令和8年2月1日	令和11年1月31日

宮城県告示第 39 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

令和 8 年 2 月 3 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 しゅん功認可年月日

令和 8 年 1 月 28 日

2 しゅん功認可を受けた者の名称

宮城県

3 埋立区域

(1) 位 置

宮城県気仙沼市唐桑町鮎立 299 番地に隣接する公有水面

(2) 区 域

次の①の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線、⑩の地点と⑩の地点を結ぶ、平成 20 年春分の満潮位 (D. L. +1.274m) における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と⑩の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点の地点 気仙沼市唐桑町鮎立 299 番地内に設置された基点（北緯 38 度 53 分 26 秒、東経 141 度 38 分 28 秒）の地点

①の地点 基点の地点から 232 度 00 分 58 秒 115.814m の地点

②の地点 ①の地点から 2 度 25 分 44 秒 49.125m の地点

③の地点 ②の地点から 47 度 20 分 57 秒 22.270m の地点

④の地点 ③の地点から 77 度 21 分 52 秒 48.827m の地点

⑤の地点 ④の地点から 106 度 46 分 01 秒 7.549m の地点

⑥の地点 ⑤の地点から 196 度 48 分 31 秒 0.100m の地点

⑦の地点 ⑥の地点から 106 度 46 分 22 秒 15.763m の地点

⑧の地点 ⑦の地点から 153 度 31 分 03 秒 24.508m の地点

⑨の地点 ⑧の地点から 153 度 29 分 38 秒 44.000m の地点

⑩の地点 ⑨の地点から 153 度 28 分 11 秒 27.230m の地点

⑪の地点 ⑩の地点から 13 度 17 分 21 秒 1.283m の地点

⑫の地点 ⑪の地点から 1 度 05 分 57 秒 1.824m の地点

⑬の地点 ⑫の地点から 333 度 36 分 21 秒 78.583m の地点

⑭の地点 ⑬の地点から 333 度 36 分 32 秒 5.005m の地点

⑮の地点 ⑭の地点から 333 度 36 分 23 秒 10.156m の地点

⑯の地点 ⑮の地点から 287 度 21 分 34 秒 24.463m の地点

⑰の地点 ⑯の地点から 257 度 38 分 32 秒 49.500m の地点

⑱の地点 ⑰の地点から 226 度 38 分 19 秒 25.026m の地点

⑲の地点 ⑱の地点から 181 度 54 分 37 秒 39.446m の地点

⑳の地点 ⑲の地点から 184 度 00 分 03 秒 9.373m の地点

(3) 面 積

435.77 平方メートル

4 免許の年月日及び番号

平成 20 年 10 月 15 日宮城県（水整）指令第 34 号

5 公有水面埋立法第 22 条第 3 項の市又は町

気仙沼市

宮城県告示第 40 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

令和 8 年 2 月 3 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 しゅん功認可年月日

令和 8 年 1 月 28 日

2 しゅん功認可を受けた者の名称

宮城県

3 埋立区域

(1) 位 置

宮城県気仙沼市字松崎片浜 107 番地の 3 及び 242 番地の 2 に隣接する公有水面

(2) 区 域

II 区

次の各点を順次に直線で結んだ線、及び①点と⑫点を結ぶ平成 18 年春分の満潮位

(D. L. +1.600m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点の地点 気仙沼市松崎片浜地内に設置した基点（北緯 38 度 52 分 35.7787 秒、東経 141 度 35 分 20.3320 秒）の地点

①の地点 基点の地点から 194 度 59 分 13 秒 177.134m の地点

⑨の地点 ①の地点から 69 度 14 分 37 秒 119.748m の地点

⑩の地点 ⑨の地点から 339 度 20 分 52 秒 4.527m の地点

⑪の地点 ⑩の地点から 249 度 08 分 06 秒 118.441m の地点

⑫の地点 ⑪の地点から 174 度 25 分 09 秒 1.799m の地点

なお、地点番号は I ~ III 区連番である。

(3) 面 積

525.66 平方メートル

4 免許の年月日及び番号

平成 18 年 10 月 13 日宮城県（漁整）指令第 7 号

5 公有水面埋立法第 22 条第 3 項の市又は町

気仙沼市

宮城県告示第41号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和 8 年 2 月 3 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 解除予定保安林の所在場所

石巻市渡波字大森 19 の 2 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第42号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年2月3日

宮城県知事 村井嘉浩

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第43号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年2月3日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡色麻町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び色麻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和8年2月3日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月3日

宮城県知事 村井嘉浩

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 286号

3 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
柴田郡川崎町大字支倉字上赤沢山2番 1地先から 同郡川崎町大字支倉字中原裏山32番 6地先まで	前	A	12.3～40.1 603.5
		B	— —
	後	A	12.3～40.1 603.5
		B	21.4～51.0 829.4

宮城県告示第 45 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和 8 年 2 月 3 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 3 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 気仙沼唐桑線
- 3 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
気仙沼市大崎山国有林 326 林班そ小班地内から 同市大崎山国有林 326 林班そ小班地内まで	前	10.5 ~ 18.5	118.8
	後	10.5 ~ 18.5	118.8

宮城県告示第46号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和 8 年 2 月 3 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 3 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大島浪板線
- 3 道路の区域

変更の区間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
気仙沼市外畠 84 番 1 地先から 同市大初平 5 番 1 地先まで	前	7.4 ~ 26.6	332.6
	後	8.6 ~ 32.5	332.6
気仙沼市大初平 190 番 18 地先から 同市大初平 190 番 20 地先まで	前	9.6 ~ 39.2	539.0
	後	9.6 ~ 40.7	539.0

宮城県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和8年2月3日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月3日

宮城県知事 村井嘉浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南蔵王七ヶ宿線
- 3 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
刈田郡七ヶ宿町字大萱3番24地先から 同郡七ヶ宿町字大萱3番3地先まで	前	4.8～12.1	76.0
	後	10.4～12.1	76.0
刈田郡七ヶ宿町字沼ノ内51番3地先から 同郡七ヶ宿町字沼ノ内51番1地先まで	前	4.5～8.8	91.3
	後	6.0～10.0	91.3
刈田郡七ヶ宿町字萩崎57番18地先から 同郡七ヶ宿町字萩崎57番17地先まで	前	5.0～19.6	86.0
	後	9.3～23.6	86.0
刈田郡七ヶ宿町字萩崎57番26地先から 同郡七ヶ宿町字萩崎57番26地先まで	前	5.5～15.2	94.4
	後	11.6～15.2	94.4
刈田郡七ヶ宿町字萩崎57番13地先から 同郡七ヶ宿町字萩崎57番93地先まで	前	5.8～18.4	307.6
	後	11.6～20.7	307.6

宮城県告示第48号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和 8 年 2 月 3 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 3 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 白石柴田線
- 3 道路の区域

変更の区間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
白石市白川津田字寺下 20 番 3 地先から 同市白川津田字内堀 19 番 7 地先まで	前	4.7～22.4	191.7
	後	10.1～22.4	191.7

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年2月3日

宮城県知事 村井嘉浩

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 下愛子県職員宿舎管理業務
- (2) 委託業務の概要 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和8年3月31日から令和11年3月31日まで
- (4) 履行場所 下愛子県職員宿舎（宮城県仙台市青葉区落合二丁目9番23号ほか）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。（被輔助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登載されていること。
- (3) 本県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に基づく資格制限を受けている期間中でないこと。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
 - イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用したりしていると認められるとき。
- (5) 過去3年間において、本件入札に係る業務（以下「当該業務」という。）と同種同等の業務を受注し、誠実に履行した実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

(2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県総務部職員厚生課企画管理班（電話 022-211-2249、FAX 022-211-4448）

(3) 郵送による入札説明書の交付期限

郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和8年2月13日（金）午後5時までに3(2)の連絡先に申し出ること。

(4) 一般競争入札参加資格審査

ア システムを用いて参加資格審査を受ける場合

システムにより入札への参加を希望する者は、令和8年3月2日（月）午後5時までに、宮城県物品等電子調達システム（以下「システム」という。）により、次に掲げる資料（電子ファイル）を添付し、入札参加資格確認申請を行うこと。

電子ファイルのサイズが大きすぎる等の理由により、申請書をシステムに添付できない場合は、システムへの入力後、当該書類を3(2)に示す場所へ、令和8年3月2日（月）午後5時までに提出（電子メールまたはファクシミリ使用可）すること。

(ア) 入札参加資格確認申請書（別紙様式）

(イ) 業務実績調書（別紙様式）

(ウ) 業務の履行実績を証明する書類（契約書の写し及び仕様書の写しなど）

イ 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和8年3月2日（月）午後5時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、(4)において提出された書類に関し説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限等

ア システムを用いて入札する場合

入札期間

令和8年3月6日（金）午前9時から令和8年3月16日（月）午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

(ア) 日時 令和8年3月16日（月）午後5時

(イ) 場所 3(2)に同じ

(ウ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により(ア)の日時までに到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、3(6)の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(エ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所

令和8年3月17日（火）午前9時30分

宮城県行政庁舎6階 職員厚生課内

4 入札に参加することができない者

2に定める資格を有しない者及び3の(4)の審査により資格を有しないとされた者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第97条及び第98条の規定による。

(3) 契約保証金

財務規則第113条及び第114条の規定による。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法

契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無 無

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(10) この入札に係る調達案件は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法（昭和22年法律第67号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。

したがって、この入札に係る調達案件に係る歳出予算が不成立となったときは、入札の中止や契約の解除を行う。

(11) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

(1) Nature and Quantity of the Services to be Procured

Management services for the Shimo-Ayashi Prefectural Employees' Housing. (1 set)

(2) Contract Period

From March 31, 2026, to March 31, 2029.

(3) Place of Implementation

Shimo-Ayashi Prefectural Employees' Dormitory.

(2-9-23 Ochiai, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture) etc.

(4) Deadline for Bid Submissions

5:00 PM, March 16, 2026 (Mon)

(5) Time and Place for Opening of Bids

Time: 9:30 AM, March 17, 2026 (Tue).

Place: Personnel Welfare Division, 6F, Miyagi Prefectural Government Office Building.

(6) Contact Information

Planning and Management Section, Personnel Welfare Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government.

3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570, Japan.

TEL: 022-211-2249、FAX 022-211-4448

(7) Language and Currency Used in Contract Procedures

Limited to Japanese and Japanese Yen.

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に
係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 8 年 2 月 3 日

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称 | 宮城県知事 村 井 嘉 浩
多賀城市八幡字一本柳 50 番の地先の水の一部、68
番、69 番 1 |
| 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） | 山形県天童市糠塚二丁目 2 番 1 号
株式会社弘栄不動産 |

宮城県教育委員会告示第2号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和8年2月3日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

1 日 時 令和8年2月9日 午後1時30分

2 場 所 教育委員会会議室

3 事件

第1号議案 教育委員会規則の改廃について

第2号議案 職員の人事について

4 傍聴者の定員

12人

5 傍聴手続

（1） 傍聴希望の受付は、会議開会30分前から10分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

（2） 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

6 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁総務課総務班（電話022-211-3611）